

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村学童クラブ管理運営規程

(事業の目的)

第1条 昭和村学童クラブは、昼間保護者のいない家庭の小学校児童（以下「放課後留守家庭児童」という。）等に対して、健康増進と健全育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 学童クラブは、児童や家庭に対しわけへだてなく保育を行い、豊かな愛情を持って接し児童の健全育成に努めるものとする。

2 学童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び昭和村放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、運営に取り組むものとする。

(名称及び位置)

第3条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
昭和東学童クラブ	利根郡昭和村大字糸井1287番地
昭和南学童クラブ	利根郡昭和村大字川額123番地
昭和大河原学童クラブ	利根郡昭和村大字糸井5455-354番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 学童クラブにおける職員の員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、学童クラブの従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする

（2）主務支援員 各学童クラブに若干名

補助支援員及び登録支援員 各学童クラブの児童数等に応じた員数

支援員は概ね次の業務を行う。

ア 児童の健康管理、安全の確保、情緒の安定を図ること

イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと

ウ 児童が学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと

エ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うこと

オ 活動状況についての家庭との日常的な連絡情報交換を行うこと

カ その他児童の健全育成上必要な活動を行うこと

(開所している日及び時間)

第5条 学童クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という）会長が特に必要があると認めたときはこれを変更することができる。

（1）開所日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学校の振替休日、8月13日から8月15日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

（2）開所時間 小学校登校日は、午後1時30分から午後6時30分までとする
小学校休校日は、午前8時00分から午後6時30分までとする

(定 員)

第6条 第3条の学童クラブの定員は次のとおりとする。ただし、長期休校日等特別な事情がある場合で会長が特に必要と認めるときは、年間平均児童数が71人を超えない範囲で第9条の規定により入会を許可することができる。

- ・昭和東学童クラブ 47名
- ・昭和南学童クラブ 90名
- ・昭和大河原学童クラブ 43名

(対象児童)

第7条 学童クラブの対象児童は第1条に規定する「放課後留守家庭児童」とし、会長が認めた者とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、健全育成上支援を要する児童も加えることができる。

2 前項の規定に関わらず他児童に感染の恐れのある疾病の場合は、完治するまで利用できないものとする。

(入会申込)

第8条 学童クラブに入会しようとする児童の保護者は、昭和村学童クラブ入会申込書兼台帳別記（様式第1号）を原則各学童クラブへ提出するものとする。

2 会長は必要に応じて同居家族（保護者・祖父母）の就労証明書別記（様式第4号）の提出を求めることができる。

3 夏休み等の長期学校休校日のみの利用児童は、会長が指定した日までに申込するものとする。ただし、会長が認めたときはこの限りではない。

(入会決定)

第9条 会長は前条の規定により、入会申込の提出を受けたときは、内容を審査し、支障がないと認めた場合は昭和村学童クラブ入会許可書別記（様式第3号）を交付するものとする。

2 前条の規定により、入会が決定した児童の保護者は本会の指定する傷害保険に加入しなければならない。

(退 会)

第10条 学童クラブを退会するときは昭和村学童クラブ退会届別記（様式第2号）を提出

するものとする。

(支援の内容)

- 第11条 学童クラブは、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
(1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定に関すること
(2) 児童の健全な遊びの支援に関すること
(3) 児童の活動状況の把握と家庭への連絡に関すること
(4) その他、学童クラブの目的を達成するために必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

- 第12条 学童クラブに入会した児童の保護者は、別表第1に定める保育料を負担するものとする。
2 月の途中で入会する場合及び短期的に入会する場合の保護者は、別表第2に定める額を保育した日数に応じて負担するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第13条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
・昭和東学童クラブ 昭和村東小学校区
・昭和南学童クラブ 昭和村南小学校区
・昭和大河原学童クラブ 昭和村大河原小学校区
ただし、これを超えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用にあたっての留意事項)

- 第14条 保護者は、事業の利用にあたっては、次に掲げる内容に留意する。
(1) 児童が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により学童クラブに届けること。
(2) 感染症の発生により、他の児童への感染の恐れがあると認められる場合は、学童クラブは児童に対して休所を命ずることができる。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 従業員は、支援の提供中に児童の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者、保護者及び医療機関に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第16条 従業員は、常に災害事故防止と児童の安全確保に努めるものとし、毎年定期的に避難及び救出、その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 学童クラブ及び職員は、児童に対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(賠償責任)

- 第18条 学童クラブの施設、設備、用具などの瑕疵により生じた事故については、施設管理者賠償責任保険のてん補限度額に基づき補償するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 学童クラブは、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制について整備する。
2 従業員は、業務上知り得た児童又は保護者の秘密を保持する。
3 従業員であった者に、業務上知り得た児童又は保護者の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4 この規程に定めるもののほか学童クラブの管理運営に関する必要な事項は、会長と昭和村長で協議のうえ決定する。

附則 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 昭和村学童クラブ受託運営事業実施要綱（平成17年4月1日制定）は廃止する。

附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。